

令和3年第2回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和3年2月22日（月）

江東区教育委員会

令和3年第2回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和3年2月22日（月）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年2月22日（月）午前10時58分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事、古川文化観光課長
- 6 報告事項
 - (1) 令和3年度奨学生予約生の決定について
 - (2) 江東区教育施策大綱の策定について
 - (3) 使用料等の特例的措置の延長について
 - (4) 令和3年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況について
 - (5) 学校給食における放射性物質の検査について
 - (6) 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に係る実施計画の見直しについて
 - (7) 江東区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドラインについて
 - (8) 病気療養に係る校園長の職務代理について
 - (9) 児童向け複合施設の整備について
- 7 協議事項
 - (1) 教育推進プラン・江東（第2期）の策定について
 - (2) 江東区立図書館経営方針の策定について
 - (3) 深川江戸資料館改修工事に伴う休館について
- 8 審議概要

本多教育長 ただいまより、令和3年第2回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、本田委員にお願いいたします。

それでは審議に入ります。

議事進行上の関係から、初めに協議事項3、深川江戸資料館改修工事に

伴う休館についてを議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

古川文化観光課長 資料12を御覧ください。深川江戸資料館改修工事に伴う休館について説明いたします。

深川江戸資料館は、開館から35年経過いたしまして、この間、平成21年に大規模改修をしておりますが、その後12年経過しているということで、江東区長期計画に基づきまして、設備関連の小規模改修を実施する、併せて特定天井の改修も行うということで、この間休館となりますので、その概要を御説明いたします。

1の工事の概要ですが、地下1階にあります電気設備、それから2階にあるんですが、小劇場の、その天井の脱落防止改修。それから自動ドアとかエレベーターの改修。授乳室の新設などを行います。あわせて、空調とか電気などの設備の更新工事を行うということです。

2の工事に伴う休館期間なんですが、令和3年11月から令和4年7月までの9か月間を予定しております。

これは、当初は令和3年7月から令和4年3月ということで予定しておりましたが、御存じのとおり2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催延期ということがありますので、工期を大会終了後に変更したということでございます。

3の周知方法ですが、区報、財団の情報誌、ホームページなどで行ってまいります。

なお、4に記載のとおり、深川江戸資料館に併設しております白河出張所がありますが、こちらは通常どおり業務を行うという形でございます。

説明は以上です。御審議の上、御承認いただけますようお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。

眞貝委員 質問ですけれども、深川江戸資料館の年間の利用数はどのぐらいなんでしょうか。

古川文化観光課長 すみません。今は手持ちがないので、後ほど年間の利用者数を確認してお伝えいたします。

眞貝委員 大丈夫です。

本多教育長 ほかはいかがでしょうか。

深川江戸資料館は、小学生も活用していて、今年はコロナの状況で使えなかったんですけれども、今後も継続的に使用していくところもあると

思いますので、この工事については、関係機関へ周知をしっかりと行っていただくということを書いてありますので、学校にもうまく連携を図って進めていただきたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 それではお諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、ここで文化観光課長につきましては、他の公務のため退席いたします。

それでは、これより報告事項に入ります。報告事項1、令和3年度奨学生予約生の決定についてを、事務局より説明願います。

池 田 庶 務 課 長 では私から、令和3年度奨学生予約生の決定について御説明いたします。資料1を御覧ください。

令和3年度における奨学資金の貸付けにつきましては、11月13日の本教育委員会におきまして、貸付けの基準などを定めた奨学資金貸付運用方針を御説明させていただきました。

その後、その運用方針に基づきまして予約生の募集をしたところですが、その応募者に対しまして、2月3日、江東区奨学資金貸付審査会を開催して、令和3年度奨学生の予約生を決定いたしましたので、その内容を御報告いたします。

では、改めて予約採用基準の概要を御説明いたしますが、前回御報告した内容と変わりございませんので、簡潔に御説明いたします。

まず1が予約採用基準になります。

対象者は、(1)の区内居住の中学校3年生で、来年度高等学校等に進学を希望する者で、(2)、学習成績が中学3年間、おおむね平均以上であること、(3)、世帯の所得金額が生活保護法による基準額の15割以内であることなどによります。

なお、(2)、(3)につきましては、採用予定人数に満たない場合は、緩和措置の適用がございます。

採用予定人数ですが、70名で、令和2年11月16日から12月15日までの間、区報などを通じて募集いたしました。

2ページを御覧ください。

4の応募状況です。今年度は17名の申請があり、その進学の内訳は、公立高校が8名、私立高校が9名でございます。

5の審査結果です。冒頭申し上げました江東区奨学資金貸付審査会で審査をして、17名全員を令和3年度奨学生の予約生と決定いたしました。

なお、この内訳ですけれども、基準内9名は、成績、世帯収入のいずれも基準を満たしている生徒で、緩和基準内の4名は、成績、世帯収入のいずれかが緩和による基準内の生徒です。

また、基準外とございますが、こちら成績、世帯収入、いずれかが、2割緩和した基準を超えた状況ではありますが、本人の申請理由ですとか、家庭環境を総合的に勘案いたしまして、審査会の御判断により、予約生と決定した生徒でございます。

最後に、6の奨学生の正式決定になります。今後、高等学校等への入学が確定できた段階で、令和3年度の奨学生として正式に決定する予定でございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。
続いて報告事項2、江東区教育施策大綱の策定について、及び協議事項1、教育推進プラン・江東(第2期)の策定については、互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。
それでは、本案について事務局より説明願います。

池田庶務課長 それでは、報告事項2及び協議事項1について、一括して御説明いたします。

初めに説明の順番でございますが、まずは本体になります協議事項1の教育推進プラン・江東(第2期)の策定から御説明いたします。恐れ入りますが、資料10-1、教育推進プラン・江東(第2期)の策定についてを御覧ください。

本プランの策定については、これまで4回の庁内検討部会や、外部委員が参加する策定委員会を開催するとともに、教育に関する意識調査やパブリックコメントを踏まえながら取りまとめてきたところでございます。

初めに、1の策定経過です。11月開催の本委員会では、新たなプランの素案を御説明いたしました。その後、12月にはパブリックコメントを実施し、また、1月には庁内検討部会や学識経験者、公募区民から成る策定委員会を開催して、そこでの御意見をいただきながら取りまとめたところでございます。

次に2の、11月に御説明した素案からの変更点でございます。別添の資料10-2にまとめておりますが、資料10-4のプランの案と併せて御確認ください。プランの概要につきましては、2月15日に開催いたしました総合教育会議において御説明させていただきましたので、本日は11月にお示した素案からの修正点を中心に御説明します。

初めに資料10-4の2ページをお開きください。右側の図では、教育推進プランの沿革を示しておりましたが、上位計画である基本構想や長期計画、そして後ほど御説明します、区長が策定する教育施策大綱と本プランとの関係性を示すように変更いたしました。

5ページを御覧ください。左下のグラフは、素案では国の推計値を掲載しておりましたが、上位計画である区の長期計画における推計値に変更してございます。

6ページを御覧ください。新たな学びの展開において、素案では国の中央教育審議会の令和2年9月の中間のまとめを参照しておりましたが、今年1月に方針が提示されましたため、その旨の記載を変更してございます。

8ページと9ページをお開きください。素案では上下のページが逆の構成となっておりますが、分かりづらいという御指摘もございました。そのため、説明文を先に掲載して、図を下のページに配置いたしました。また、図の配色や文言の整理を併せて行ってございます。

12ページを御覧ください。右上の紫色の囲みのタイトル部分につきましては、素案では、4つのテーマにつながる教育のICT化でございましたが、4つのテーマを進める教育のICT化と修正しております。

17ページを御覧ください。素案では、取組の(7)環境教育において、連携先の部署として温暖化対策課を、また、取組の(8)、(9)では、保育課、保育計画課を連携先として記載してございましたが、これはあくまでも、当初は連携先の関係課を明確にする趣旨で掲載してございましたが、庁内連携というのは、記載するまでもなく実施するものということで、明記することによって、かえって縦割りとも捉えられかねないということもございますので、ほかのページも含めて、連携先の部署は発展的に削除いたしました。

19ページを御覧ください。取組の(14)の説明文において、より分かりやすくなるように、性別や国籍の違い、障害の有無について、追記いたしました。

少し飛びまして31ページを御覧ください。取組の(33)において、小学校における35人学級の実施を踏まえて、説明文に、学級編成の標準の見直しについて記載いたしました。

また、取組の(36)では、パブリックコメントの意見を踏まえて、1人1台の端末の配付時期を追記いたしました。

最後に、本日配付した案からは既に削除してございますが、素案では47ページ以降に掲載した資料の中に、取組別に教育委員会事務局の担当課一覧を掲載してございましたが、こちらは内部的な資料の要素もございましたので、削除いたしました。

素案からの変更点は以上となりますが、このほかにも必要に応じて文言の修正や写真の追加、変更等を行ってございます。

次に、恐れ入りますが資料10-3、パブリックコメントの実施結果について御覧ください。

今回のパブリックコメントにつきましては、こうとう区報などにより、令和2年12月11日から令和3年1月3日まで実施いたしました。105件の回答をいただき、事務局で回答内容を整理したところ、146件の意見をいただきました。

施策別の内訳は資料記載のとおりでございますが、1、確かな学び、2、豊かな心、下から3行目、教育のICT化に関する意見を多くいただいたところでございます。

個別具体的な意見と、それに対する区の考え方につきましては次のページ以降に整理してございますので、後ほど御確認ください。

それでは、引き続き報告事項2、江東区教育施策大綱について御説明いたします。資料2を御覧ください。

なお、本大綱につきましても、2月15日開催の総合教育会議において御説明させていただいた内容ですが、改めて本委員会にて御報告いたします。

初めに大綱の構成ですが、これまでと同様、A3、2つ折の4面構成にしております。

1面では、大綱の策定に当たっての区の考え方について、下段の中ほどになりますが、区長と教育委員会が一体となって、「未来を担うこどもたちを育むまち」の実現に向けて、江東区の教育を力強く推進してまいります、と記載してございます。

おめくりいただきまして、中面を御覧ください。左上には大綱の法的根拠や、江東区としての位置づけ、構成を記載してございます。

また、右上の水色の囲みでは、区の教育理念を改めて示してございます。

下段では、大綱は区の基本構想における目指すべき姿である、「未来を担うこどもを育てるまち」を実現するための総合的な施策方針であることを示すために、基本構想と大綱の間に矢印で示しております。

続きまして大綱の構成ですが、大綱は、先ほど御説明した教育推進の骨格を共有するために、4つのテーマ、学び・育ち、自分らしさ、環境、つながりと、教育のICT化、そして4つのテーマにひもづく10の施策と22の取組支援について、教育推進プランと同様の構成となっております。

ページをおめくりいただきまして最終面を御覧ください。最終面は、4つのテーマを進める教育のICT化のページとしており、情報活用能力の向上、新たな教育手法の確立、学校運営の効率化について、取組例とともに記載してございます。

説明は以上でございます。なお、協議事項の教育推進プラン・江東（第2期）の策定につきましては、改めて御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。

それでは、多岐にわたっているところもありますけれども、本件について質疑を行います。いかがでしょうか。

既に、先週の総合教育会議でも皆さんから御意見をいただいたところもありますので、それでは、これをもって終了といたします。

お諮りいたします。協議事項1について、承認することについて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長 それでは、御異議ありませんので、これを承認いたします。

続きまして報告事項3、使用料等の特例的措置の延長についてを説明願います。

大町学務課長 それでは、資料3-1を御覧ください。区の文化・スポーツ施設等の使用料等につきましては、令和2年10月1日から、一律20%の料金引上げとなるよう改定をしたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、本年3月31日までの6か月間は、改定前料金に据え置く対応を行っているところです。

しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染症の収束が依然見通せない状況であることから、特例的措置の期間の延長を行うこととなりましたので、私から教育委員会所管の施設について、一括して御報告させていただきます。

まず1、特例的措置の延長の内容ですが、感染症が今後収束しても、各施設においては引き続き利用制限等が生じる可能性があること、また、特例的措置は、コロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施していることなどを総合的に勘案し、料金の据置き対応を本年9月30日まで6か月間延長することといたします。

次に2、対応方針の（1）各施設の対応のとおり、指定管理施設は、区との協議により、区直営施設は、条例の減額規定を適用することにより改定前の額に据え置きますが、これは、本年3月末までの特例的措置と同様の対応となります。

（2）の利用者等への周知ですが、既に2月1日から、区ホームページと各施設における掲示により周知を行っているほか、3月1日号の区報にも掲載をいたします。

また、（3）その他ですけれども、今回の延長期間の後、本年10月1日利用分からは改定料金を適用いたします。また、延長に伴う使用料等の減、区全体で9,250万円余につきましては、令和3年度当初予算案に反映済みとなっております。

最後に、教育委員会所管の対象施設でございますけれども、3に記載の

とおり、豊洲西小学校プール・トレーニング室、教育センター、歴史文化施設、そして青少年交流プラザとなります。

なお、資料3-2は、今回の特例的措置の延長についての検討を行いました江東区使用料検討委員会の報告書となりますので、後ほど御参照願います。

私からの説明は以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。本件について質疑願います。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。
続いて報告事項4、令和3年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況についてを説明願います。

大町学務課長 恐れ入ります。資料4をお願いいたします。
令和3年度の学校選択制度の進捗状況について御報告さしあげます。
これまでの経過を簡単に申し上げます。昨年11月6日までに学校選択希望票の提出を受け付けた後、11月16日から20日までの選択希望変更期間を経て、12月8日と9日に公開抽せんを実施し、昨年12月の本委員会では、その抽せん結果までを御報告させていただいたところ
です。

その後、小学校と義務教育学校前期課程については1月21日に、中学校と義務教育学校後期課程については2月19日に最終繰上げを行いましたので、本日はその結果を御報告させていただきます。

資料の表面が小学校等、裏面が中学校等の状況となっておりますが、まずは小学校の表を御覧ください。

表の左から、学校名に続きまして、まずAが二次結果の公表日、11月27日現在のそれぞれの学校への希望者数、その後の転出等、Bを差し引いたCが抽せん日当日の希望者数となっております、Dが抽せん日当日の当選者数、残りのEが補欠者数となりました。ここまでが前回の報告内容となっております。

そして、その右のFからHですけれども、こちらが補欠者となったEの方々の最終繰上げ処理時点での内訳となりまして、Fが繰上げ当選となった方、Gが希望を辞退された方、それらの差引きで、Hが最終的な補欠残の数となっております。

今回、今御覧いただいております小学校等では、22校で抽せんを行いましたが、結果的に、当日当選を含めた当選者数は、DとFの欄で、合計197名、この表のほかには無抽せんで当選した方もいらっしゃいますので、374名が最終的に当選をいたしました。一方、繰上げ当選にならず、補欠残となった方は、9校で51名ということになりました。ちなみ

に、昨年は6校で33名の方々が補欠残でございました。

続いて、裏面の中学校等においても、今回は22校が抽せんとなりまして、当日当選を含めた当選者数、これもDとFの欄の合計ですが、こちらが652名、無抽せん当選の方まで含めると、685名が当選となりました。一方、表の一番右、Hの欄の補欠残は6校で74名となっております。なお、昨年度の補欠残は、5校で100名でございました。

今回の繰上げの結果につきましては、小学校は1月21日から、中学校は2月19日から、各学校及びホームページで発表させていただいております。

本件の報告は以上でございます。

本多教育長 本件について審議します。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて報告事項5、学校給食における放射性物質の検査についてを説明願います。

大町学務課長 資料5を御覧ください。

学校給食用食材の放射性物質の検査結果につきましては、例年5月の本委員会で前年度の実績を報告させていただいておりますが、令和3年度から実施体制を見直すこととしたため、本年度の検査結果も併せ、本日御説明をさせていただきます。

1が実施体制の変更でございます。

区では、平成24年度以降、学校給食用食材等の検査を実施してきましたが、この間、基準値を上回る放射性物質が検出されていないこと、また、農畜水産物等の放射性物質検査に関する国のガイドラインの見直しなど、現在の国や各自治体の検査体制も踏まえ、保健所の生活衛生課、それから保育課と協議をした結果、これまで区が実施してきた食品中の放射性物質検査については本年度をもって終了し、国や自治体の放射性物質検査情報を定期的にモニタリングする方法に変えることといたします。

続いて2の食品の安全確保への取組ですが、まず、(1)のとおり、東京都や近隣9都県市の検査結果や出荷制限等の情報を、保健所が中心となり、定期的にモニタリングし、放射線物質関連情報や出荷制限情報を把握・共有いたします。また、(2)のとおり、突発的な事故にも対応できるよう、保健所における検査の実施体制については引き続き確保いたします。なお、(3)のとおり、学校給食用の牛乳については、現行と同様、東京学乳協議会が行う検査結果の確認を継続いたします。

3には今年度の検査結果を記載しております。初めに(1)の学校給食用食材については、検査対象を野菜・いも類、果物に限定し、献立から3

品目を抽出して、月2回の検査を行っております。精査方法は、③、④のとおり、保健所の測定機によるスクリーニング検査です。

2ページ目の⑥に検査結果を記載しておりますが、今月10日までに48検体30種類の食材を検査し、全て基準値未満でございました。

次に、(2)の学校給食用牛乳につきましては、年4回の実施としていますが、⑤に記載のとおり、これまでの検査結果は全て下限値未満となっております。本件についての御報告は以上となります。

本多教育長 ありがとうございます。本件について質疑願います。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。
続いて報告事項6、江東区立幼稚園の今後の在り方に関する基本方針に係る実施計画の見直しについてを説明願います。

大町学務課長 それでは、資料6をお願いいたします。

区立幼稚園につきましては、平成30年度に、江東区立幼稚園の今後の在り方に関する基本方針、並びにその方針に係る実施計画を策定し、適正化や3歳児保育等を進めてきたところです。

しかしながら、1見直しの考え方(1)に記載のとおり、計画策定時の将来推計を上回るペースで園児数が減少していること、また、本年度から開始いたしました3歳児保育及び預かり保育への高いニーズを踏まえ、計画の見直しを今後早急に進めていくことといたします。

なお、(2)のとおり、基本方針における①から④までの今後の方向性につきましては、これを継続しながら、各園の活力を中長期的に維持していけるような計画へと見直したいと考えております。

次に、計画見直しの重要な前提となります、2将来推計値の見直しを御覧ください。

区立幼稚園の今後の四、五歳児の園児数について、令和2年度からの江東区長期計画における人口推計と、近年の園児数の動向を踏まえまして、表のとおり見直しを行いました。

具体的には、令和6年度については、見直し前の1,115人から848人へ、令和2年度は、同様に828人から505人へ、それぞれ下方修正を行い、これらの推計値に基づき、計画の見直し案を検討してまいります。

3は今後のスケジュールです。本日の教育委員会、3月の第1回定例会文教委員会において、見直しの考え方と将来推計値について御報告をし、3月以降、区立幼稚園在り方検討委員会において、具体的な計画見直し案について検討を進めてまいります。5月の本委員会において、具体的な計画見直し案について御報告を差し上げたいと考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

本件についての御報告は以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。本件について質疑願います。

鈴木委員 今後の方向性で認定こども園への転換と書いてあるんですけども、なかなか、進み具合がゆったりしていて、課題というのは何なのか、お聞きしたいんですけども。

大町学務課長 認定こども園への転換につきましては、現在、1園を転換するものとして、その候補園を大島幼稚園としているところでございます。

しかしながら、令和2年後からの長期計画におきましては、城東地域で新たな保育施設の整備が予定されておらず、認定こども園を整備するに当たっては、幼稚園定員のほかに保育園定員を整備することとなることから、改めて認定こども園としての整備の要否について検討する必要もあるのかなと考えております。

今後、早急に進める見直しの中で、認定こども園への転換につきましても具体的に検討を行う考えとしております。以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、この報告に基づいて、今後在り方を見直していく形になりますので、また継続的に、教育委員会としましても御協議をいただきながら進めてまいりたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項7、江東区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドラインについて、説明願います。

佐久間主任指導主事 資料7を御覧ください。本区では、不登校総合対策(第2次)に基づき、不登校対策を推進し、未然防止の取組や、ブリッジスクールへの相談・指導の充実を図っているところでございます。

今般は、ブリッジスクールに通うことが困難な状況にあり、フリースクール等の民間施設において指導を受けている児童・生徒、また自宅でICT等を活用した学習などを行っている児童・生徒を出席扱いとするガイドラインについて御報告いたします。

現在、ブリッジスクールに通う児童・生徒につきましては、ブリッジスクールと学校、保護者が連携し、学習状況等の情報を共有するなどした中で、学校が通所した日数を、指導要録上出席扱いとしております。それでは資料7に沿って御説明いたします。

1、目的でございます。フリースクール等の民間施設や、自宅でICT等を活用した学習活動を行っている児童・生徒の指導要録上出席扱いとする際の要件を整理し、校長が総合的に判断をするための目安を示すこととさせていただきます。

2、対象でございます。(1)フリースクール等民間施設への通所及び入所について希望がある児童・生徒、(2)学校外の施設において相談・指導が受けられない状況にある児童・生徒でございます。

3の指導要録上の出席扱いとする要件でございます。

(1)フリースクール等の民間施設で相談・指導を受けている場合につきましては、③保護者と学校、当該施設との間に十分な連携・協力関係が保たれていることなど、5点示しております。

(2)自宅でICT等を活用した学習活動を行った場合の要件といたしましては、②対面指導が定期的かつ継続的に行われていることなど、条件を示しています。

続きまして、ステープラー止めにしてあります別紙を御覧ください。別紙ガイドライン1-1、フリースクール等の民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席の取扱い等に係るガイドラインとなります。

1の対象、2、出席扱いの要件に続きまして、下段に3、学習活動の取扱いを示してございます。その中の(1)出席扱いにする基準といたしまして、フリースクール等での学習時間が2コマ分、小学校1日90分、中学校1日100分以上を目安としております。これは、ブリッジスクールでの活動を踏まえた設定となっております。

(2)の学習活動の評価についてでございます。①、学校が把握した学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切であると判断される場合に、評価をして反映することができること、②、評価に関わる定期考査等は、可能な限り他の児童・生徒と実施時期を同様にして、学校で受けさせるようにするなどを示しております。学校は、保護者や当該施設と連携し、学習状況等の把握に努め、学習支援や進路指導等、必要な支援を継続することが重要となっております。

裏面を御覧ください。指導要録の記載についてです。(1)、関係生徒や保護者からの定期的な報告を基に、各教科等の記載に努めるようにすること。(2)としまして、出席日数の内数として、日数及び児童・生徒が通所または入所した学校外の施設名を記入すること、(3)としまして、次年度以降、指導の改善に生かすという立場に立った文章記述がなされるようにするとしております。

続いてお隣のページです。ガイドラインの1-2、フリースクール等の民間施設に係るガイドラインを御覧ください。本ガイドラインは、個々のフリースクール等の民間施設について、その施設が適切であるかどうかといったこと、適否を評価するといった趣旨のものではございませんが、

本 多 教 育 長 フリースクールの現状等についてですね。

佐久間主任指導主事 こどもたちが通っている現状につきましては、江東区内のみではなくて、他区であったり、都外であったりというところに所属しているケースがございます。区内のフリースクール、民間施設の件数については現在把握できておりません。

本 多 教 育 長 現状の人数、大体何人ぐらい、何校ぐらいとかあるんでしょうか。

佐久間主任指導主事 フリースクール等に関わっているところでは、中学生10数名、小学生も10数名、ICTを使った場合は1けたの人数になっております。

眞 貝 委 員 ブリッジスクールは、比較的教育委員会ともきちんとネットワークが取れていると思うんですけども、フリースクールの場合、どうなんでしょう。

本 多 教 育 長 現状、連携とか。

眞 貝 委 員 報告とかは。

佐久間主任指導主事 基本的には、学校に対してどんな学習をしたかという報告を、フリースクールのほうから送っております。学校側は担当者を決めながら、そこでやり取りをしていきます。東京都では、フリースクール等は協議会を開催しております。江東区におきましても、現在学校が関わっているところのフリースクール等については、関わりを持ちながらその施設での学びが適切かというところを校長会等と連携しながら、把握に努めることが必要であると考えております。

眞 貝 委 員 じゃあ、あくまでも学校の校長先生はきちんと把握されているということですよ。

佐久間主任指導主事 出席を認めるか認めないかというのは、あくまでも校長の権限となっておりますので、教育委員会としては目安をしっかりと示したところで、総合的に判断できるようにしていきたいと思っております。

本 多 教 育 長 現状、今報告があったような感じで、校長先生の判断に任されていますが、今回こうやってガイドラインをしっかりと定めることによって1つの基準をつくることになるかなと思います。

今、眞貝委員からあった、フリースクールに関わる部分での教育委員会の連携という部分については今後の課題かなと思っておりますので、今

後、区内でも実は数校あるようなので、そういったところも含めて連携を図っていく、状況を把握していくということは、教育委員会としてはガイドラインを定めた以上、やっていく必要があるかなと考えています。

ほかはいかがでしょうか。

本 田 委 員 員 ありがとうございます。そもそもなんですけれども、フリースクールやICTを活用している保護者から、出席扱いにしてほしいという要望は多かったんでしょうか。

佐久間主任指導主事 こちらで把握しているところでは、ICTを活用したケースについては1けたになりますので、多いとは言えないかと思います。また、フリースクール等に通う場合については2けたとなります。本ガイドラインを活用し、適切に対応することが大切であると考えます。

本 田 委 員 員 これは、例えばいわゆる内申のために生かすことができるという意味で、出席扱いにできたらいいなという気持ちがあるということですね。教育委員会としては。

佐久間主任指導主事 内申のためというよりは、将来に向けて引き籠もりがちな子どもたちに対して、社会的な自立であったり、学校復帰に向けてというところと、併せて学習状況等も、記載できるところは範囲内で記載してほしいと思っています。

本 多 教 育 長 こどもたちが努力したこと、学習して学びをしたことをしっかりと認めてあげようということが背景にあって、それが出席に認定するということにつながっていくのであって、保護者のほうからという部分、先ほど主任指導主事からありましたけれども、出席にしてほしいということよりは、どちらかというところ、どういうところに行ったらいいですかとか、そういう質問はかなり多いということかなと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて報告事項8、病気療養に係る校園長の職務代理については、人事案件であるため、全ての案件終了後に、秘密会として報告を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、報告事項8は、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、秘密会といたします。

それでは報告事項9、児童向け複合施設の整備についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、児童向け複合施設の整備につきまして御説明いたします。資料9を御覧ください。

今回、住吉の児童会館跡地に建設を進めております児童向け複合施設について、今後設置及び運営していくに当たり、必要となる関係条例の整備について御報告させていただきます。

1、本施設の概要でございますが、所在地は住吉1丁目9番8号となり、延べ床面積は約2,810平米、敷地面積は約1,130平米となっております。

施設内容につきましては、こども家庭支援センター及びこども図書館のほか、地域交流スペース、多目的スペース、音楽室、会議室等から構成される複合施設となっております。

2、条例の整備についてですが、本施設の設置・運営に当たり、新規の条例を1本制定するほか、既存の条例2本の改正を予定しております。

まず、新規条例の制定であります。①に記載のとおり、こども家庭支援センター、図書館の両施設に属さない事項を定めた新たな条例「(仮称)江東区こどもプラザ条例」を制定いたします。施設の名称につきましては、これまで児童向け複合施設としておりましたが、これを江東区こどもプラザといたしたいと考えております。プラザには広場という意味があるのですが、乳幼児、子育て家庭や小中高生の居場所、地域住民の交流の場としての意味合いを込め、親しみやすさということも考え、江東区こどもプラザとしたいと考えております。

条例の構造でございますが、第1条から第2条、施設の概要についてから、第15条から16条、施設の利用者についてまで、当該施設設置・運営に当たり必要な事項を定めます。

次に②、既存条例の改正についてですが、こども家庭支援センター条例及び図書館条例を改正いたします。

こどもプラザ内に設置します新たな施設の名称につきましては、それぞれ、住吉こども家庭支援センター、こどもプラザ図書館といたしたいと考えておりますが、まず①、江東区こども家庭支援センター条例につきましては、その名称や位置について規定するとともに、休館日の規定を整備いたします。

次に②、江東区立図書館条例についてですが、現行の白河こども図書館は、本条例における分館の運営規定に基づき、現在深川図書館の分館として運営をしておりますが、今回移転整備する(仮称)こどもプラザ図書館については、指定管理者による管理運営を行うことから、他の区立図書館と同様に、施設の名称や位置、開館時間及び休館日について条例に規定するとともに、分館の運営規定について削除いたします。

③、条例の制定・改正予定についてですが、令和3年第2回定例会にて提案予定となっております。

なお、(仮称)江東区こどもプラザ条例、及び江東区こども家庭支援センター条例につきましては、こども未来部所管となるため、教育委員会では、江東区立図書館条例の改正について今後御審議いただく予定でございます。

次に、裏面の3、今後のスケジュール予定でございますが、4月中旬に、指定管理者選定評価委員会にて指定管理者の募集要項や選定評価基準を決定し、4月の下旬より指定管理者の募集を開始いたします。その後、審査等を経て、指定管理候補者を決定し、第3回定例会にて指定議決の提案を行う予定となっております。その後、移転準備のため、白河こども図書館を令和4年1月末に閉館し、(仮称)こどもプラザの運営開始は5月を予定しております。

なお、当初、運営開始時期について令和4年4月を予定しておりましたが、地中障害物の撤去作業や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の影響により、工事工程に1か月の延長が見込まれており、5月へ変更いたしております。本件に関する報告は以上でございます。

本多教育長 本件については質疑願います。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では本報告を終了いたします。
続いて協議事項に入ります。

協議事項2、江東区立図書館経営方針の策定についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

栗原江東図書館長 それでは江東区立図書館経営方針の策定につきまして、御説明いたします。資料11-1を御覧ください。

図書館では、これからの図書館サービスの在り方やその取組の方向性を明らかにするため、図書館経営方針を策定することとし、本委員会においても、その素案を御報告させていただいたところでございます。その後、素案に対する意見募集を経て、2月の庁内策定委員会において最終案を取りまとめましたので、今回御報告させていただきます。

2、意見募集結果でございますが、令和2年12月11日から令和3年1月5日まで、区及び図書館ホームページ、各区立図書館館内等において素案の閲覧スペースを設置し、24名、62件の御意見をいただきました。

意見募集における意見の要旨と区の考え方は、別紙に添付させていただきました。今回詳細の説明は割愛させていただきますが、主な御意見として、南部地域への図書館機能を充実してほしい、一般書から専門書まで幅広く資料を充実してほしい、レファレンスサービスを充実してほしい、電子書籍を導入してほしい、蔵書資料の利用のみならず、知的活動をサポートする場であってほしいなど、本方針の推進に期待する声を多く

いただいたものと認識しております。

資料11-1にお戻りいただきまして、次に3、素案からの主な変更点でございますが、意見募集の中で、経営方針記載の用語について、専門的で分かりにくいという御意見がございましたので、最終案では、資料の11-2の10ページ以降を御覧いただきたいと思いますが、各ページの下部に注釈をつけるなど、分かりやすさに配慮した記載をするとともに、背景色や文字色の明度差につきましても強調するなど、識別しやすい色の組合せといたしました。

以上が、前回報告時からの変更点となります。

本経営方針は今後の取組の方向性を示す指針でございまして、今後、経営方針に基づく具体的な取組や事業につきましては、年度ごとにサービス計画を策定し、その達成状況について進捗管理を行うことで、図書館サービスの向上を着実に図ってまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく御協議くださいますよう、お願い申し上げます。

本多教育長 ありがとうございます。本件について質疑願います。

進藤委員 別紙1の1ページの1の図書館環境の整備の中で、意見として、常に閲覧室が満席に近い図書館ということで書いてあるんですけども、僕もいつも利用しているんですけども、時期になりますと、いわゆる学習室ですかね、あそこにはICTやなんかの環境が整備されているので、非常に並んで席を確保するという状況が生まれているので、今の状況でも相当密になるんじゃないか。また、図書館を勉強するところとして捉えて来館する方がほとんどじゃないかと思うんですが、その点についてどうかということで、区の考え方として、適正な利用の呼びかけをするということなんですけれども、その辺、私も勉強のために使ったことは何度かあるんですけども、やはり図書館と学習室という区別の仕方というのはどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

栗原江東図書館長 ありがとうございます。今、委員がおっしゃったとおり、図書館の利用については、今、コロナの関係で座席を間引いていることもあるんですけども、閲覧室が非常に混んでいる図書館が生じていることは把握しております。学習席として活用するか、例えば閲覧室として活用するかというのは非常に難しい部分がございます。各利用者が何の作業をしているのかを一つ一つ判断するのはなかなか難しいと考えてございます。

ただ、やはり委員御指摘のとおり、長時間閲覧席を利用するに当たって、ほかの人が座れないであるとか、そういった状況が生じていることも確かでございますので、例えば豊洲図書館では、一部の利用席を時間制を試行させていただいて、時間制にして、例えば2時間の御利用で1回退席し

ていただくとか、そういう仕組みにしておりますので、今後、こういった経営方針を進める中で、そういうところについても整理してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 いかがでしょうか。

進 藤 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 具体的には、この後のサービス計画を年度ごとに進捗管理していくということですので、今いただいた御意見等も含めて、よりよいものを進めていければと思います。

それでは、本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、報告事項8、病気療養に係る校園長の職務代理についてを説明願います。

（秘密会）

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

以上をもちまして、令和3年第2回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。